



IHD IHD 共済
International Human Development
Mutual Aid C.

外国人技能実習生等総合共済のご案内
賠償事故解決特約付 (示談代行サービス)

国際人材育成共済協同組合

<https://www.ihd-kyosai.or.jp>

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目3番10号 旭ビルディング8階

外国人技能実習生等

外国人技能実習生等総合共済は、 技能実習・特定技能等外国人を幅広くサポートします。

IHD共済の「外国人技能実習生等総合共済」は、日本で就労する特定技能等外国人や技能実習生がケガや病気になった場合でも、安心して治療を受けられるよう、日常生活を包括して補償する共済商品です。技能実習・特定技能等外国人が、日本国内で安心して生活するためにも是非ともご利用ください。

幅広い
サポート

1. 入国後講習期間を含む全期間をカバー! (最大37か月)

技能実習生等が母国出発から帰国するまで、入国後講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーするため、在留資格の変更に伴う補償漏れを防ぐことができます。

2. 自己負担分を全額補償!

健康保険による給付以外の30%の自己負担分を全額補償するため、思いがけないアクシデントに対して十分な補償を受けることができます。

3. 治療費用を100%補償!

治療費用については、国民健康保険、健康保険等の資格取得の時期を考慮し、本国出国から一定期間は治療費用が100%補償されます。

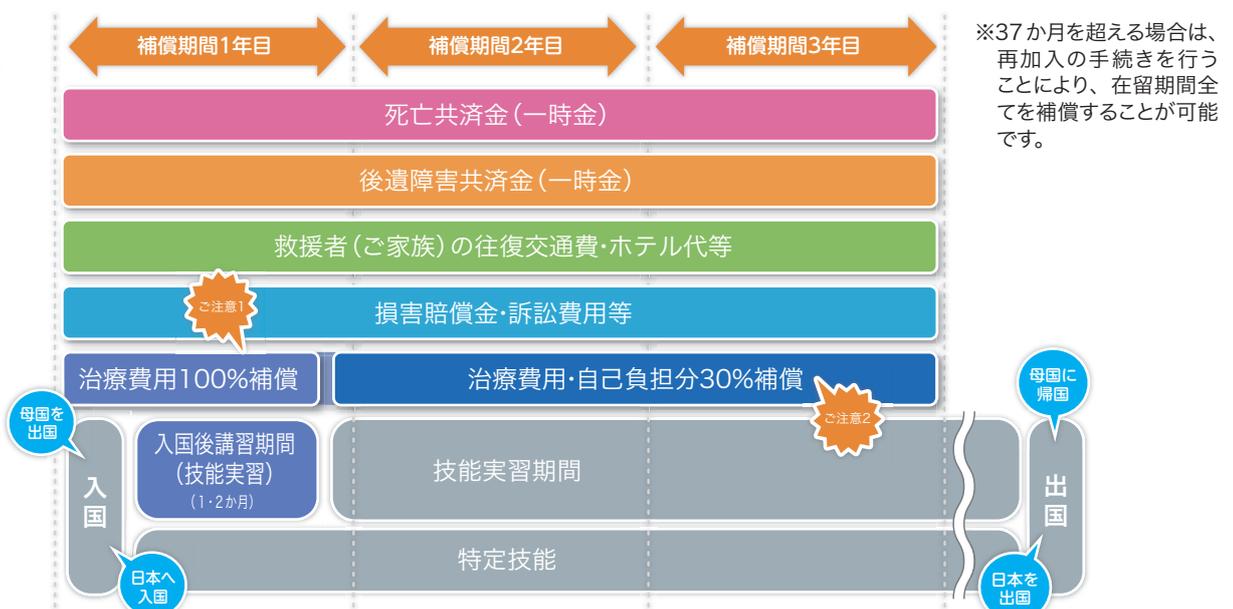
4. 万一の高額賠償に備えて、賠償責任共済金額は最大1億円!

共済金額は3000万円、1億円のいずれかを選択することができます。

5. 共済期間37か月で19,990円からの割安な共済掛金!

当組合に加入していただくことで、一般の個別保険契約よりも割安な共済掛金でご加入いただけます。

充実の
補償期間



ご注意1

治療費用100%補償期間中であっても公的保険からの補償が受けられる場合は、お支払いする共済金が調整される可能性があります。また、傷害、疾病治療費用を100%補償する期間は、加入時に「1か月・2か月・補償無し」の3パターンから選択いただくこととなります。

ご注意2

入国後講習期間終了以降、健康保険の被保険者であっても健康保険対象外の治療によって健康保険などからの給付がされない場合や、健康保険等には加入していない場合、実際に負担される治療費用に30%を乗じた額でのお支払いになります。

の充実した日常生活のために、

こんな時
お支払い
します

共済金をお支払いする主な場合

責任期間中の、急激かつ偶然な外来の事故によるケガや病気の発病を補償します。

傷害治療費用共済金

事故日からその日を含めて180日以内に要した費用限度額をお支払いします。



疾病治療費用共済金

最初の治療日からその日を含めて180日以内に要した費用限度額をお支払いします。

傷害死亡・後遺障害共済金

事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または後遺障害が生じた場合お支払いします。

疾病死亡共済金

※地震・噴火・津波等でもお支払いします。



賠償責任共済金

誤って、他人の物を壊したり、他人にケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負担したときにお支払いします。



救済者費用等共済金

病気またはケガにより死亡したり、危篤状態となったときに、現地からの親族等の渡航費用等をお支払いします。



たとえばこんな時

風邪をひいてしまった! : 病院に行って、診察代、薬代がかかった。

たとえばこんな時

物を壊してしまった! : 自転車で誤って停車中の自動車に接触。傷をつけた。

たとえばこんな時

ケガをしてしまった! : 休日、サッカーをして捻挫をしてしまい病院に行った。

こんな時でも!

支払例 1

危篤状態や死亡の場合に、親族等の渡航費用等をお支払いします。

作業中に誤って機械に頭部を挟まれ、危篤状態となりました。本件は業務上災害なので、治療費用共済金や後遺障害共済金はお支払いできませんが、ご家族が母国から駆けつけた際の航空券代・交通費・宿泊費・受入企業が負担した通信費用等をお支払いします。

※詳細は普通共済約款をご参照ください。



※上記の金額はお支払い例です。

こんな時でも!

支払例 2

自転車運転中の交通事故に伴う賠償金もお支払いします。

実習生が、歩道を自転車で走行中に前方不注意で歩行者と衝突。歩行者は転倒して前歯を折り、腰を強打し全治6か月のケガ。入院加療中の休業損害も発生。被害者(歩行者)の治療費・通院交通費・休業補償・慰謝料をお支払いします。

※詳細は普通共済約款をご参照ください。



※上記の金額はお支払い例です。

「安心」をご提供します。

お支払い
できない
場合

共済金をお支払いできない主な場合

下記のいずれのケースも死亡・危篤状態となった場合は、
救援者費用等共済金のお支払いの対象となります。

歯科疾病

※ケガによる歯科治療の
場合はお支払いします。



航空機に 搭乗している間に 生じた事故



業務上・通勤途中の傷病



妊娠・出産・流産・早産 及びこれらに起因する 病気



賠償事故解決特約 (示談代行サービス)



賠償事故を起こし加害者となってしまった
場合に、お客さまに代わって、IHD共済が
相手側と解決に向けて交渉するサービス
です。

⚠ 示談交渉を行うことができない主な場合

- 共済金をお支払いすることができない事故 (過失割合が相手方100%の被害事故など) の場合
- 事故の相手方が当組合との交渉を拒んだ場合
- 損害賠償額が明らかに、ご契約の共済金額を超える場合
- 被害者が正当な理由なく当組合への協力を拒んだ場合

※詳細については、後記「外国人技能実習生等総合共済 重要事項説明書」または「外国人技能実習生等総合共済 普通共済約款」をご確認ください。

国際人材育成共済協同組合の概要

概要

設立：2011年2月
事業内容：組合員のためにする共済事業
認可省庁：経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

目的

本組合は組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共済事業を行い、もって、組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としております。



事務所所在ビル

リスク管理について

当組合は共済金支払責任を果たし、事業収支の長期安定化を図るために共済金支払責任の全部または一部を他の保険会社または再共済引受団体に移転して、リスクの平準化・分散化を行います。再共済の手配に当たっては、保険会社の格付、再共済引受団体の認可状況等をベースに信用度の高い出再先を選定して行います。

また、共済計理人を選任し、数理的な観点から、共済掛金設計の妥当性、責任準備金や支払備金の積立状況及び支払い余力等の適切性についての意見を仰ぎ、共済事業の継続に必要な措置を経営政策に反映することで、中長期的な事業収支の安定化を図っております。

個人情報保護方針

国際人材育成共済協同組合（以下「本組合」という。）は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）ならびに関連する法令及び規範を遵守し、自主的なルール及び体制を確立するため、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言します。

1. 個人情報の収集
本組合は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
2. 個人情報の利用目的について
本組合は、取得した個人情報を次の目的のために必要な範囲内で利用します。
 - ・本組合のご加入、管理
 - ・共済契約のお見積り、お引受け、維持、管理
 - ・共済金のお支払い手続き
 - ・本組合または本組合の提携会社からの各種商品やサービスのご案内
 - ・本組合の業務に関する商品・サービスの充実や各種の調査
3. 個人データの第三者への提供
本組合は、以下の場合を除き、お客さまの同意なくお客さまの個人情報を第三者に提供することはありません。
 - ・法令に基づく場合
 - ・生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難な場合
 - ・業務遂行上必要な範囲で、契約管理委託会社等に取り扱いを委託する場合
 - ・再共済契約の締結や再共済金の受領のために、再共済会社等へ必要な情報を提供する場合
 - ・共済制度の健全な運営を確保するため、また、不正な共済金請求を防止するために他の保険・共済事業に関連する企業、団体及び協会等と共同利用する場合

4. センシティブ情報の取り扱い
本組合は、共済事業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供を行います。センシティブ情報については法令により利用目的が限定されていますので、これらの情報については限定されている目的以外では利用いたしません。
5. 個人情報の開示、訂正等について
個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正及び利用停止等に関する請求については下記の「お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、本組合所定の方法により手続きを行い、後日、書面で回答させていただきます。なお、開示請求については回答にあたり、本組合所定の手数料をいただくことがあります。
6. 個人データの安全管理措置について
本組合は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため取扱規程の整備、及び安全管理措置にかかわる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。また、本組合が外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
7. お問い合わせ窓口
本組合は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。本組合の個人情報の取り扱いや個人データに関する照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、お客様相談室までお問い合わせください。

反社会的勢力対応の基本方針

国際人材育成共済協同組合（以下「本組合」という。）は、本組合に対する公共の信頼を維持し、本組合の業務の適切性及び健全性を確保するために、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした態度で臨むことを基本方針として定めます。

【基本方針】

1. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、判明後速やかに関係を解消します。
2. 反社会的勢力に対する資金や便宜の提供は、絶対に行いません。
3. 反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から警察、暴力

追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携関係を構築します。

4. 反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力からの不当要求が認められた場合には、民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害届の提出や告訴を含む刑事上の法的対応を行います。
5. 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。
6. 反社会的勢力からの不当要求には、組織的な対応を行うと共に、反社会的勢力による不当要求に対応する役員員の安全を確保します。

『外国人技能実習生等総合共済』重要事項説明書

ご契約にあたり重要な事項が記載されていますので、ご契約前に「契約概要」及び「注意喚起情報」を必ずお読みください。

契約概要

この「契約概要」は「外国人技能実習生等総合共済」のご契約に際して、その商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通共済約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当組合までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

この共済は、技能実習・特定技能等外国人を受け入れる当組合の組合員を共済契約者として、技能実習生等(被共済者)がケガや病気となった場合や他人に対して賠償責任を負担することとなった場合に備えることを目的としています。

2. 共済金をお支払いする場合

- (1) 死亡共済金
被共済者が所定の傷害を被り、180日以内に死亡した場合に共済金をお支払いします。
- (2) 後遺障害共済金
被共済者が所定の傷害を被り、180日以内に所定の後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。
- (3) 治療費用共済金
被共済者が所定の傷害を被り、その直接の結果として医師の治療を必要とした場合に、被共済者が事故の日から180日以内に負担した治療費用に対して共済金をお支払いします。
- (4) 疾病治療費用共済金
被共済者が所定の疾病等を直接の原因として医師の治療を開始した場合に、治療開始から180日以内に被共済者の負担した治療費用に対して共済金をお支払いします。
- (5) 疾病死亡共済金
被共済者が所定の疾病等によって死亡した場合に共済金をお支払いします。
- (6) 賠償責任共済金
被共済者が偶然な事故により他人の財物を損壊したり、他人にケガをさせて法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に共済金をお支払いします。
- (7) 救護者費用等共済金
被共済者が病気またはケガにより死亡または危篤状態となった場合に、被共済者の親族等が負担した渡航費用等に対して共済金をお支払いします。

3. 共済金をお支払いできない主な場合

- ※免責事由の一部を記載しておりますので詳細は普通共済約款をご確認ください。
- (1) 死亡共済金・後遺障害共済金・治療費用共済金
① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失
② けんかや自殺、犯罪行為によるケガ
③ 戦争・暴動・その他の変乱などによるケガ

- ④ 無資格、酒酔または大麻・あへん等により正常な運転ができなくなるおそれのある状態で運転中に生じた事故
- ⑤ 他覚症状のないむちうち症・腰痛
- ⑥ 放射線照射、放射能汚染
- ⑦ 脳疾患、心神喪失による事故
- ⑧ 妊娠、出産、早産または流産
- ⑨ 被共済者に対する刑の執行
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為は支払対象となります。
- ⑪ 航空機に搭乗している間に生じた事故
- ⑫ 責任開始前、終了後に発生した事故
- (2) 疾病治療費用共済金・疾病死亡共済金
① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失
② 妊娠・出産・流産・早産及びこれらにもとづく病気
③ 歯科疾病
④ 他覚症状のないむちうち症・腰痛
⑤ けんかや自殺、犯罪行為
⑥ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山中に発病した高山病
⑦ 責任開始前に発病した病気
⑧ 戦争・暴動・その他の変乱による病気
⑨ 放射線照射、放射能汚染による病気
⑩ ②、①から③の共済金が支払われる傷害に起因する病気
- (3) 賠償責任共済金
① 共済契約者または被共済者の故意
② 被共済者の親族に対する損害賠償責任
③ 被共済者の職務遂行に直接もつづく損害賠償責任
④ 被共済者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
⑤ 被共済者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑥ 航空機、船舶、車両、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任
⑦ 受託品に関する損害賠償
⑧ 戦争・暴動・その他の変乱による賠償責任
⑨ 放射線照射、放射能汚染による賠償責任
⑩ 被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任
⑪ 被共済者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (4) 救護者費用等共済金
① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失
② けんかや犯罪行為による事故
③ 無資格、酒酔または大麻・あへん等により正常な運転ができなくなるおそれのある状態で運転中に生じた事故

- ④ 被共済者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争・暴動・その他の変乱による事故
- ⑥ 放射線照射、放射能汚染による事故
- ⑦ 被共済者の親族以外の者の渡航費用及び宿泊費用

4. 特約について

- この共済契約には以下の特約が自動付帯されています。
- (1) 雇用契約締結中における支払責任の変更に関する特約
雇用契約締結中(100%補償期間終了後)は、業務上及び通勤途中の事故を共済金の支払い対象外とする特約です。
 - (2) 治療費用の支払責任の一部変更に関する特約
100%補償期間の終了後、受入れ企業による公的保険の付保漏れ等により、公的医療保険または労災等からの治療費用の給付がされないことにより、100%の治療費用を被共済者が負担した場合においても、共済金の支払額は治療費用の30%とする特約です。
 - (3) 賠償事故解決特約(示談代行サービス)
被共済者が賠償事故にかかわる損害賠償請求を受けた場合には、当組合が、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の処理を行う特約です。
<示談交渉を行うことができない主な場合>
① 日本国外において発生した賠償事故の場合
被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が共済金額を明らかに超える場合
③ 相手方が、当組合と直接、折衝することに同意しない場合
④ 相手方との交渉に際し、正当な理由がなく被共済者が当組合への協力を拒んだ場合
⑤ 被共済者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

5. 共済期間について

この共済の共済期間は最長37か月で、月払い、年払いまたは一括払いの払込方法により必要な共済期間をご選択いただけます。

6. 引受条件(共済掛金・共済金額)

この共済の共済掛金及び共済金額は、契約コースごとに予め定められていますので、契約コースの中から選択いただけます。契約コースの詳細は加入コース一覧等をご参照ください。共済掛金は、当組合が発行する共済掛金請求書記載の払込期日までに共済契約締結時に定めた方法により、当組合に払い込んでください。

7. 契約者割戻しについて

この共済には、契約者割戻しはありません。

8. 解約返戻金について

共済掛金の支払方法が月払いの場合には解約返戻金はありません。共済期間の払込方法が年払い、一括払いの場合には、未経過期間(月数)に応じた金額を解約返戻金としてお支払いします。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。記載した事項を掲載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。詳細につきましては、普通共済約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当組合までお問い合わせください。

1. クーリングオフについて

この共済は、当組合の組合員である事業者を共済契約者とする共済契約のため、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 告知義務について

ご契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって当組合が告知を求めた事項について、当組合に事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があります。申込書記載事項と事実が違っている場合には、ご契約が解除され、共済金をお支払いできないことがあります。

3. 責任期間について

この共済契約に基づく責任期間は、共済期間内において被共済者が技能実習等の目的をもって国籍国等からの出国手続を終了してから、日本国における技能実習等を受けた後、国籍国等への帰国手続を終了するまでとなります。ただし、被共済者の国籍国等への帰国手続が帰国予定日の午後12時においても終了していない場合は、責任期間は帰国予定日の午後12時をもって終わります。

4. 共済金をお支払いできない主な場合

「契約概要」の「3. 共済金をお支払いできない主な場合」及び普通共済約款の「共済金を支払わない場合」の項目をご確認ください。

5. 共済掛金の払込猶予期間と共済契約の失効について

共済掛金請求書記載の払込期日の属する月の翌々月末日までで、共済掛金の払込猶予期間とします。猶予期間内に未納共済掛金が払い込まない場合には、共済契約は猶予期間の満了の日の翌日から効力を失います。

6. 共済契約の解約について

共済契約を共済期間の途中で解約される場合には、当組合または取扱代理店まで、ご連絡ください。解約時の解約返戻金については、「契約概要」の「8. 解約返戻金について」の項目をご確認ください。

7. 共済契約内容の変更について

当組合は、共済事業運営の維持及び継続のために特に必要と認めるときは、将来に向かって共済契約内容の変更を行うことがあります。この場合には、共済契約者あてに発する書面により共済契約の変更内容をご案内します。

8. 破綻した場合の取扱いについて

当組合が破綻した場合でも損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。当組合は、再共済契約を締結することや、補償内容の定期的な見直しを実施することにより、共済金のお支払いを確保するための措置を講じております。

9. 事故が起きた場合について

- (1) この共済で補償される事故が発生した場合には、直ちに当組合にご連絡ください。
被共済者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず当組合にご相談の上、交渉を進めてください。事前に当組合の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いできなくなった場合は、共済金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2) 共済金のご請求にあたっては、普通共済約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
① 交通事故証明書等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
② レントゲン・MRIなどの傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
③ 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真及び見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
④ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当組合が支払うべき共済金の額を算出するための書類または証拠
⑤ 同意書等の公の機関や関係先等への調査のために必要な書類
- (3) 共済金の請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- (4) 賠償事故解決特約の対象となる事故について被共済者からの申し出があれば、当組合は被共済者のために示談交渉を行います。ただし、上記「契約概要」4(3)の①～⑤に該当する場合は、示談交渉ができませんので、ご注意ください。なお、示談交渉ができない場合でも、交渉の進め方や示談書作成などの事故解決のためのお手前はさせていただきます。

10. 大規模災害における共済金削除について

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって共済金の支払事由に該当した被共済者の数がこの共済の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、当組合は共済金を削減して支払うかまたは共済金を支払わないことがあります。

共済契約・個人情報に関する苦情・相談窓口について

ご契約・個人情報に関する苦情・相談につきましては、当組合内に設けている「お客様相談室」において解決に向けて真摯に対応する所存でございますので、下記連絡先にご連絡ください。

国際人材育成共済協同組合(お客様相談室)

TEL.03-5962-3113
受付日 : 月～金(祝日・年末年始を除く)
受付時間: 9時30分～12時00分 / 13時00分～17時00分
なお、当組合との間で問題が解決されない場合は、必要に応じて下記の中立の第三者機関のいずれかに紛争解決の申立を行うことができます。詳しくは、下記機関のホームページをご確認ください。

東京弁護士会紛争解決センター

TEL.03-3581-0031
受付日 : 月～金(祝日・年末年始を除く)
受付時間: 9時30分～12時00分 / 13時00分～15時00分
<https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/>

第一東京弁護士会仲裁センター

TEL.03-3595-8588
受付日 : 月～金(祝日・年末年始を除く)
受付時間: 10時00分～12時00分 / 13時00分～16時00分
<https://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/>

第二東京弁護士会仲裁センター

TEL.03-3581-2249
受付日 : 月～金(祝日・年末年始を除く)
受付時間: 9時30分～12時00分 / 13時00分～17時00分
<https://niben.jp/service/soudan/chusai/adr.html>

※上記機関に対し紛争解決の申立を行った場合の申立手数料および期日手数料は当組合にて負担いたします。ただし、紛争解決時のご契約者負担分の成立手数料、通信費、交通費、その他発生する諸費用につきましては、ご契約者の負担となります。

本書面に関するお問い合わせ

国際人材育成共済協同組合

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目3番10号 旭ビルディング8階
TEL.03-5962-3121 FAX.03-5962-3122
<https://www.ihd-kyosai.or.jp>

取扱代理店



IHD IHD 共済
International Human Development
Mutual Aid Co.

外国人技能実習生等総合共済のご案内

国際人材育成共済協同組合

<https://www.ihd-kyosai.or.jp>

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目3番10号 旭ビルディング8階

外国人技能実習生等

外国人技能実習生等総合共済は、 技能実習・特定技能等外国人を幅広くサポートします。

IHD共済の「外国人技能実習生等総合共済」は、日本で就労する特定技能等外国人や技能実習生がケガや病気になった場合でも、安心して治療を受けられるよう、日常生活を包括して補償する共済商品です。技能実習・特定技能等外国人が、日本国内で安心して生活するためにも是非ともご利用ください。

幅広い
サポート

1. 入国後講習期間を含む全期間をカバー!

技能実習生等が母国出発から帰国するまで、入国後講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーするため、在留資格の変更に伴う補償漏れを防ぐことができます。

2. 自己負担分を全額補償!

健康保険による給付以外の30%の自己負担分を全額補償するため、思いがけないアクシデントに対して十分な補償を受けることができます。

3. 治療費用を100%補償!

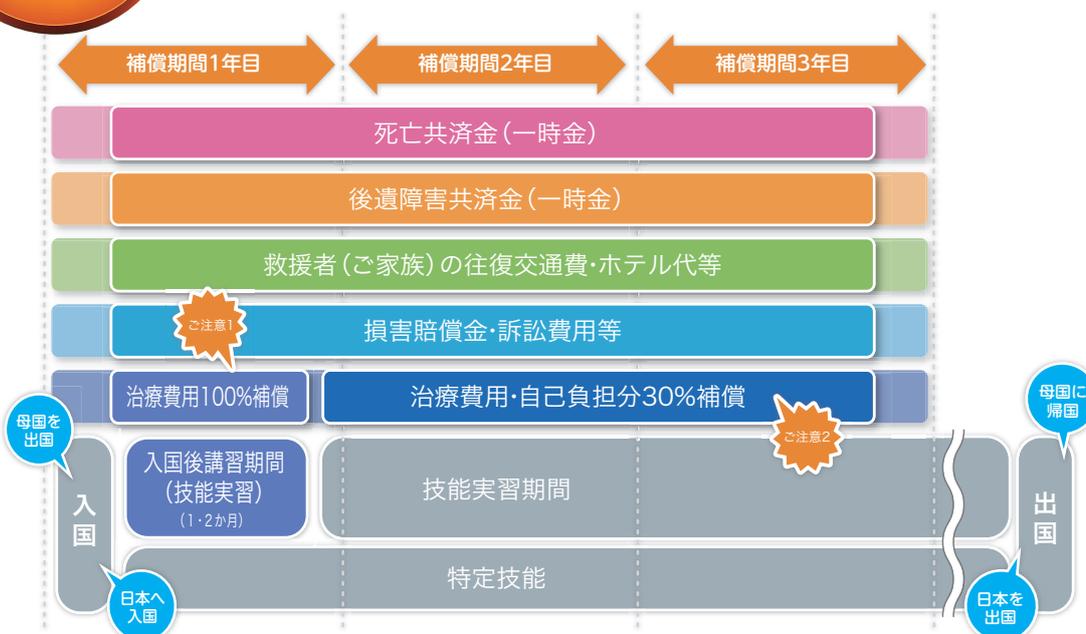
治療費用については、国民健康保険、健康保険等の資格取得の時期を考慮し、本国出国から一定期間は治療費用が100%補償されます。

4. 月々730円からの割安な共済掛金!

当組合に加入していただくことで、一般の個別保険契約よりも割安な共済掛金でご加入いただけます。

充実の
補償期間

更新手続きを行うことにより、在留期間全てを補償することが可能です。



ご注意1

治療費用100%補償期間中であっても公的保険からの補償が受けられる場合は、お支払いする共済金が調整される可能性があります。また、傷害、疾病治療費用を100%補償する期間は、加入時に「1か月・2か月・補償無し」の3パターンから選択いただくこととなります。

ご注意2

入国後講習期間終了以降、健康保険の被保険者であっても健康保険対象外の治療によって健康保険などからの給付がされない場合や、健康保険等には加入していない場合、実際に負担される治療費用に30%を乗じた額でのお支払いとなります。

の充実した日常生活のために、

こんな時
お支払い
します

共済金をお支払いする主な場合

責任期間中の、急激かつ偶然な外来の事故によるケガや病気の発病を補償します。

傷害治療費用共済金

事故日からその日を含めて180日以内に要した費用限度額をお支払いします。



疾病治療費用共済金

最初の治療日からその日を含めて180日以内に要した費用限度額をお支払いします。

傷害死亡・後遺障害共済金

事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または後遺障害が生じた場合お支払いします。

疾病死亡共済金

※地震・噴火・津波等でもお支払いします。



賠償責任共済金

誤って、他人の物を壊したり、他人にケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負担したときにお支払いします。



救援者費用等共済金

病気またはケガにより死亡したり、危篤状態となったときに、現地からの親族等の渡航費用等をお支払いします。



たとえばこんな時

風邪をひいてしまった! : 病院に行って、診察代、薬代がかかった。

たとえばこんな時

物を壊してしまった! : 自転車で誤って停車中の自動車に接触。傷をつけた。

たとえばこんな時

ケガをしてしまった! : 休日、サッカーをして捻挫をしてしまい病院に行った。

こんな時でも!

支払例 1

危篤状態や死亡の場合に、親族等の渡航費用等をお支払いします。

作業中に誤って機械に頭部を挟まれ、危篤状態となりました。本件は業務上災害なので、治療費用共済金や後遺障害共済金はお支払いできませんが、ご家族が母国から駆けつけた際の航空券代・交通費・宿泊費・受入企業が負担した通信費用等をお支払いします。

※詳細は普通共済約款をご参照ください。



※上記の金額はお支払い例です。

こんな時でも!

支払例 2

自転車運転中の交通事故に伴う賠償金もお支払いします。

実習生が、歩道を自転車で走行中に前方不注意で歩行者と衝突。歩行者は転倒して前歯を折り、腰を強打し全治6か月のケガ。入院加療中の休業損害も発生。被害者(歩行者)の治療費・通院交通費・休業補償・慰謝料をお支払いします。

※詳細は普通共済約款をご参照ください。



※上記の金額はお支払い例です。

「安心」をご提供します。

お支払い
できない
場合

共済金をお支払いできない主な場合

下記のいずれのケースも死亡・危篤状態となった場合は、
救援者費用等共済金のお支払いの対象となります。

歯科疾病

※ケガによる歯科治療の
場合はお支払いします。



航空機に 搭乗している間に 生じた事故



業務上・通勤途中の傷病



妊娠・出産・流産・早産 及びこれらに起因する 病気



※共済金をお支払いする場合、お支払いする共済金、共済金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「外国人技能実習生等総合共済 重要事項説明書」または「外国人技能実習生等総合共済 普通共済約款」をご確認ください。

業務上や通勤途中のケガも補償！

傷害福祉共済のご案内

月々
800円
から入れる共済です！

- 最大2,000万円給付、入院・通院は初日から補償
- 役員、従業員（技能実習生等も含む）、配偶者及びお子様もご加入できます！



割安な掛金で
充実の補償！

- POINT 1** ▶ 月額800円からご加入いただけます。
- POINT 2** ▶ 日常生活中、業務中問わず、24時間、様々なケガを補償します。
- POINT 3** ▶ 政府労災保険等、他の保険から保険金が支払われる場合でも、上乗せして共済金をお支払いいたします。

詳しくは「傷害福祉共済」パンフレットをご覧ください。

1. 業務上のケガ
2. 通勤途中のケガ
3. 日常生活上のケガ

こんな時
お支払い
します



国際人材育成共済協同組合の概要

概要

設立：2011年2月
事業内容：組合員のためにする共済事業
認可省庁：経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

目的

本組合は組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共済事業を行い、もって、組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としております。



事務所所在ビル

リスク管理について

当組合は共済金支払責任を果たし、事業収支の長期安定化を図るために共済金支払責任の全部または一部を他の保険会社に移転して、リスクの平準化・分散化を行います。再共済の手配に当たっては、主要格付機関による格付をベースに信用度の高い出再先を選定して行います。

また、共済計理人を選任し、数理的な観点から、共済掛金設計の妥当性、責任準備金や支払備金の積立状況及び支払い余力等の適切性についての意見を仰ぎ、共済事業の継続に必要な措置を経営政策に反映することで、中長期的な事業収支の安定化を図っております。

個人情報保護方針

国際人材育成共済協同組合（以下「本組合」という。）は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）ならびに関連する法令及び規範を遵守し、自主的なルール及び体制を確立するため、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言します。

1. 個人情報の収集
本組合は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
2. 個人情報の利用目的について
本組合は、取得した個人情報を次の目的のために必要な範囲内で利用します。
 - ・本組合のご加入、管理
 - ・共済契約のお見積り、お引受け、維持、管理
 - ・共済金のお支払い手続き
 - ・本組合または本組合の提携会社からの各種商品やサービスのご案内
 - ・本組合の業務に関する商品・サービスの充実や各種の調査
3. 個人データの第三者への提供
本組合は、以下の場合を除き、お客さまの同意なくお客さまの個人情報を第三者に提供することはありません。
 - ・法令に基づく場合
 - ・生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難な場合
 - ・業務遂行上必要な範囲で、契約管理委託会社等に取り扱いを委託する場合
 - ・再共済契約の締結や再共済金の受領のために、再共済会社等へ必要な情報を提供する場合
 - ・共済制度の健全な運営を確保するため、また、不正な共済金請求を防止するために他の保険・共済事業に関連する企業、団体及び協会等と共同利用する場合
4. センシティブ情報の取り扱い
本組合は、共済事業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供を行います。センシティブ情報については法令により利用目的が限定されていますので、これらの情報については限定されている目的以外では利用いたしません。
5. 個人情報の開示、訂正等について
個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正及び利用停止等に関する請求については下記の「お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、本組合所定の方法により手続きを行い、後日、書面で回答させていただきます。なお、開示請求については回答にあたり、本組合所定の手数料をいただくことがあります。
6. 個人データの安全管理措置について
本組合は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため取扱規程の整備、及び安全管理措置にかかわる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。また、本組合が外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
7. お問い合わせ窓口
本組合は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。本組合の個人情報の取り扱いや個人データに関する照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、お客様相談室までお問い合わせください。

反社会的勢力対応の基本方針

国際人材育成共済協同組合（以下「本組合」という。）は、本組合に対する公共の信頼を維持し、本組合の業務の適切性及び健全性を確保するために、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした態度で臨むことを基本方針として定めます。

【基本方針】

1. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、判明後速やかに関係を解消します。
2. 反社会的勢力に対する資金や便宜の提供は、絶対に行いません。
3. 反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携関係を構築します。
4. 反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力からの不当要求が認められた場合には、民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害届の提出や告訴を含む刑事上の法的対応を行います。
5. 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。
6. 反社会的勢力からの不当要求には、組織的な対応を行うと共に、反社会的勢力による不当要求に対応する役員員の安全を確保します。

『外国人技能実習生等総合共済』重要事項説明書

ご契約にあたり重要な事項が記載されていますので、ご契約前に「契約概要」及び「注意喚起情報」を必ずお読みください。

契約概要

この「契約概要」は「外国人技能実習生等総合共済」のご契約に際して、その商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関する全ての内容を記載してあるものではありません。詳細につきましては、普通共済約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当組合までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

この共済は、技能実習・特定技能等外国人を受け入れる当組合の組合員を共済契約者として、技能実習生等（被共済者）がケガや病気となった場合や他人に対して賠償責任を負うこととなった場合に備えることを目的としています。

2. 共済金をお支払いする場合

- (1) 死亡共済金
被共済者が所定の傷害を被り、180日以内に死亡した場合に共済金をお支払いします。
- (2) 後遺障害共済金
被共済者が所定の傷害を被り、180日以内に所定の後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。
- (3) 治療費用共済金
被共済者が所定の傷害を被り、その直接の結果として医師の治療を必要とした場合に、被共済者が事故の日から180日以内に負担した治療費用に対して共済金をお支払いします。
- (4) 疾病治療費用共済金
被共済者が所定の疾病等を直接の原因として医師の治療を開始した場合に、治療開始から180日以内に被共済者の負担した治療費用に対して共済金をお支払いします。
- (5) 疾病死亡共済金
被共済者が所定の疾病等によって死亡した場合に共済金をお支払いします。
- (6) 賠償責任共済金
被共済者が偶然な事故により他人の財物を損壊したり、他人にケガをさせて法律上の損害賠償責任を負うことにより損害を被った場合に共済金をお支払いします。
- (7) 救済者費用等共済金
被共済者が病気またはケガにより死亡または危篤状態となった場合に、被共済者の親族等が負担した渡航費用等に対して共済金をお支払いします。

3. 共済金をお支払いできない主な場合

※免責事由の一部を記載しておりますので詳細は普通共済約款をご確認ください。

- (1) 死亡共済金・後遺障害共済金・治療費用共済金
① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失
② けんかや自殺、犯罪行為によるケガ
③ 戦争・暴動・その他の変乱などによるケガ
④ 無資格、酒酔または大麻・あへん等により正常な運転ができなくなるおそれのある状態での運転中に生じた事故
⑤ 他覚症状のないむちうち症・腰痛
⑥ 放射線照射、放射能汚染
⑦ 脳疾患、心神喪失による事故
⑧ 妊娠、出産、早産または流産
⑨ 被共済者に対する刑の執行
⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為は支払対象となります。
⑪ 航空機に搭乗している間に生じた事故
⑫ 責任開始前、終了後に発生した事故
- (2) 疾病治療費用共済金・疾病死亡共済金
① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失
② 妊娠・出産・流産・早産及びこれらにもとづく病気
③ 歯科疾病
④ 他覚症状のないむちうち症・腰痛
⑤ けんかや自殺、犯罪行為
⑥ ビックル等の登山用具を使用する山岳登山中に発病した高山病
⑦ 責任開始前に発病した病気
⑧ 戦争・暴動・その他の変乱による病気
⑨ 放射線照射、放射能汚染による病気
⑩ 2. (1) から (3) の共済金が支払われる傷害に起因する病気
- (3) 賠償責任共済金
① 共済契約者または被共済者の故意
② 被共済者の親族に対する損害賠償責任
③ 被共済者の職務遂行に直接もつづく損害賠償責任
④ 被共済者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
⑤ 被共済者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑥ 航空機、船舶、車両、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任
⑦ 受託品に関する損害賠償
⑧ 戦争・暴動・その他の変乱による賠償責任
⑨ 放射線照射、放射能汚染による賠償責任
⑩ 被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任

- ① 被共済者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (4) 救済者費用等共済金
① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失
② けんかや犯罪行為による事故
③ 無資格、酒酔または大麻・あへん等により正常な運転ができなくなるおそれのある状態での運転中に生じた事故
④ 被共済者に対する刑の執行
⑤ 戦争・暴動・その他の変乱による事故
⑥ 放射線照射、放射能汚染による事故
⑦ 被共済者の親族以外の者の渡航費用及び宿泊費用

4. 特約について

この共済契約には以下の特約が自動付帯されています。
(1) 雇用契約締結中における支払責任の変更に関する特約
雇用契約締結中(100%補償期間終了後)は、業務上及び通勤途中の事故を共済金の支払い対象外とする特約です。
(2) 治療費用の支払責任の一部変更に関する特約
100%補償期間の終了後、受入れ企業による公的保険の付保漏れ等により、公的医療保険または労災等からの治療費用の給付がされないことにより、100%の治療費用を被共済者が負担した場合においても、共済金の支払額は治療費用の30%とする特約です。

5. 共済期間について

この共済の共済期間は最長37か月で、月払い、年払いまたは一括払いの払込方法により必要な共済期間をご選択いただけます。

6. 引受条件（共済掛金・共済金額）

この共済の共済掛金及び共済金額は、契約コースごとに予め定められていますので、契約コースの中から選択いただけます。契約コースの詳細は加入コース一覧等をご参照ください。共済掛金は、当組合が発行する共済掛金請求書記載の払込期日までに共済契約締結時に定めた方法により、当組合に払い込んでください。

7. 契約者割戻しについて

この共済には、契約者割戻しはありません。

8. 解約返戻金について

共済掛金の支払方法が月払いの場合には解約返戻金はありません。共済期間の払込方法が年払い、一括払いの場合には、未経過期間（月数）に応じた金額を解約返戻金としてお支払いします。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を掲載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。詳細につきましては、普通共済約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当組合までお問い合わせください。

1. クーリングオフについて

この共済は、当組合の組合員である事業者を共済契約者とする共済契約のため、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 告知義務について

ご契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって当組合が告知を求めた事項について、当組合に事実を正確に告知していただく義務（告知義務）があります。申込書記載事項と事実が違っている場合には、ご契約が解除され、共済金をお支払いできないことがあります。

3. 責任期間について

この共済契約に基づく責任期間は、共済期間内において被共済者が技能実習等の目的をもって国籍国等からの出国手続を終了してから、日本国における技能実習等を受けた後、国籍国等への帰国手続を終了するまでとなります。ただし、被共済者の国籍国等への帰国手続が帰国予定日の午後12時においても終了していない場合は、責任期間は帰国予定日の午後12時をもって終わります。

4. 共済金をお支払いできない主な場合

「契約概要」の「3. 共済金をお支払いできない主な場合」及び普通共済約款の「共済金を支払わない場合」の項目をご確認ください。

5. 共済掛金の払込猶予期間と共済契約の失効について

共済掛金請求書記載の払込期日の属する月の翌々月末日までを、共済掛金の払込猶予期間とします。猶予期間内に未納共済掛金が払い込まれない場合には、共済契約は猶予期間の満了の日の翌日から効力を失います。

6. 共済契約の解約について

共済契約は共済期間の途中で解約される場合には、当組合または取扱代理店まで、ご連絡ください。解約時の解約返戻金については、「契約概要」の「8. 解約返戻金について」の項目をご確認ください。

7. 共済契約内容の変更について

当組合は、共済事業運営の維持及び継続のために特に必要と認めるときは、将来に向かって共済契約内容の変更を行うことがあります。この場合には、共済契約者あてに発する書面により共済契約の変更内容をご案内します。

8. 破綻した場合の取扱いについて

当組合が破綻した場合でも損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。当組合は、再共済契約を締結することや、補償内容の定期的な見直しを実施することにより、共済金のお支払いを確保するための措置を講じております。

9. 事故が起きた場合について

- (1) この共済で補償される事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または当組合にご連絡ください。
- (2) 共済金のご請求にあたっては、普通共済約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
① 交通事故証明書等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
②レントゲン・MRIなどの傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
③ 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真及び見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
④ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当組合が支払うべき共済金の額を算出するための書類または証拠
- (3) 共済金の請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- (4) 賠償事故の場合、当組合が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被共済者ご自身が被害者の方と示談交渉を行っていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に当組合にご相談ください。当組合の承認が無い場合、共済金を削減してお支払いすることがあります。

10. 大規模災害における共済金削除について

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって共済金の支払事由に該当した被共済者の数がこの共済の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、当組合は共済金を削減して支払うかまたは共済金を支払わないことがあります。

共済契約・個人情報に関する苦情・相談窓口について

ご契約・個人情報に関する苦情・相談につきましては、当組合内に設置されている「お客様相談室」において解決に向けて真摯に対応する所存でございますので、下記連絡先にご連絡ください。

国際人材育成共済協同組合【お客様相談室】

TEL.03-5962-3113
受付日：月～金(祝日・年末年始を除く)
受付時間：9時30分～12時00分 / 13時00分～17時00分
なお、当組合との間で問題が解決されない場合は、必要に応じて下記の中立の第三者機関のいずれかに紛争解決の申立を行うことができます。詳しくは、下記機関のホームページをご確認ください。

東京弁護士会紛争解決センター

TEL.03-3581-0031
受付日：月～金(祝日・年末年始を除く)
受付時間：9時30分～12時00分 / 13時00分～15時00分
<http://www.toben.or.jp/bengoshi/kaiketsu>

第一東京弁護士会仲裁センター

TEL.03-3595-8588
受付日：月～金(祝日・年末年始を除く)
受付時間：10時00分～12時00分 / 13時00分～16時00分
<http://www.ichiben.or.jp/consul/discussion/cyusai/index.html>

第二東京弁護士会仲裁センター

TEL.03-3581-2249
受付日：月～金(祝日・年末年始を除く)
受付時間：9時30分～12時00分 / 13時00分～17時00分
<http://niben.jp/service/chusai.html>

※上記機関に対し紛争解決の申立を行った場合の申立手数料および期日手数料は当組合にて負担いたします。ただし、紛争解決時のご契約者負担の成立手数料、通信費、交通費、その他発生する諸費用につきましては、ご契約者の負担となります。

本書面に関するお問い合わせ

国際人材育成共済協同組合

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目3番10号 旭ビルディング8階
TEL.03-5962-3121 FAX.03-5962-3122
<https://www.ihd-kyosai.or.jp>

取扱代理店

外国人技能実習生等総合共済／加入コース一覧

治療費用100%補償期間1ヶ月

コース	共済金額							共済掛金					
	傷害		疾病		救護者費用	賠償責任	事故解決特約 (示談代行)	月払い	年間払い	一括払い			
	死亡・後遺障害	治療費用	死亡	治療費用				1ヶ月	12ヶ月	24ヶ月	25ヶ月	36ヶ月	37ヶ月
JA	700万円	100万円	700万円	100万円	200万円	1億円	有り	750円	8,850円	14,710円	15,170円	20,210円	20,660円
JB	1,000万円		1,000万円					930円	10,930円	17,840円	18,430円	24,900円	25,490円
JC	1,500万円		1,500万円					1,220円	14,410円	23,050円	23,860円	32,720円	33,520円
SA	700万円	100万円	700万円	100万円	200万円	3,000万円	有り	740円	8,760円	14,580円	15,030円	20,010円	20,460円
SB	1,000万円		1,000万円					920円	10,840円	17,700円	18,290円	24,700円	25,280円
SC	1,500万円		1,500万円					1,220円	14,320円	22,920円	23,720円	32,520円	33,320円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	200万円	3,000万円	無し	730円	8,620円	14,370円	14,810円	19,700円	20,140円
B	1,000万円		1,000万円					910円	10,710円	17,500円	18,070円	24,390円	24,960円
C	1,500万円		1,500万円					1,200円	14,180円	22,710円	23,500円	32,210円	33,000円

治療費用100%補償期間2ヶ月

コース	共済金額							共済掛金					
	傷害		疾病		救護者費用	賠償責任	事故解決特約 (示談代行)	月払い	年間払い	一括払い			
	死亡・後遺障害	治療費用	死亡	治療費用				1ヶ月	12ヶ月	24ヶ月	25ヶ月	36ヶ月	37ヶ月
JA	700万円	100万円	700万円	100万円	200万円	1億円	有り	800円	9,390円	15,180円	15,640円	20,680円	21,130円
JB	1,000万円		1,000万円					980円	11,470円	18,310円	18,900円	25,370円	25,960円
JC	1,500万円		1,500万円					1,270円	14,950円	23,520円	24,330円	33,190円	33,990円
SA	700万円	100万円	700万円	100万円	200万円	3,000万円	有り	790円	9,300円	15,050円	15,500円	20,480円	20,930円
SB	1,000万円		1,000万円					970円	11,380円	18,180円	18,760円	25,170円	25,750円
SC	1,500万円		1,500万円					1,260円	14,860円	23,390円	24,190円	32,990円	33,790円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	200万円	3,000万円	無し	780円	9,150円	14,840円	15,290円	20,170円	20,610円
B	1,000万円		1,000万円					950円	11,240円	17,970円	18,540円	24,860円	25,430円
C	1,500万円		1,500万円					1,250円	14,720円	23,180円	23,980円	32,680円	33,470円

治療費用100%補償期間なし

コース	共済金額							共済掛金					
	傷害		疾病		救護者費用	賠償責任	事故解決特約 (示談代行)	月払い	年間払い	一括払い			
	死亡・後遺障害	治療費用	死亡	治療費用				1ヶ月	12ヶ月	24ヶ月	25ヶ月	36ヶ月	37ヶ月
JA	700万円	100万円	700万円	100万円	200万円	1億円	有り	710円	8,310円	14,240円	14,700円	19,730円	20,190円
JB	1,000万円		1,000万円					880円	10,400円	17,370円	17,950円	24,430円	25,010円
JC	1,500万円		1,500万円					1,180円	13,870円	22,580円	23,380円	32,250円	33,050円
SA	700万円	100万円	700万円	100万円	200万円	3,000万円	有り	700円	8,220円	14,100円	14,560円	19,530円	19,990円
SB	1,000万円		1,000万円					880円	10,300円	17,230円	17,820円	24,230円	24,810円
SC	1,500万円		1,500万円					1,170円	13,780円	22,450円	23,250円	32,050円	32,850円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	200万円	3,000万円	無し	680円	8,080円	13,900円	14,340円	19,220円	19,670円
B	1,000万円		1,000万円					860円	10,170円	17,030円	17,600円	23,920円	24,490円
C	1,500万円		1,500万円					1,160円	13,640円	22,240円	23,030円	31,740円	32,530円

※治療費用100%補償期間1ヶ月・2ヶ月のコースは、共済期間が12ヶ月以上からご加入いただけます

取扱代理店

国際人材育成共済協同組合

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目3番10号 旭ビルディング 8階

TEL.03-5962-3121 FAX.03-5962-3122

<https://www.ihd-kyosai.or.jp>